



新型コロナウイルス、WHOが緊急事態を宣言 労働者と家族の健康を守るために、万全の対策を求めます！



新型コロナウイルス感染拡大を受けて、WHO=世界保健機関は感染が他の国にも拡大する恐れがあるとして「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。

日本政府は新型コロナウイルスによる肺炎などの感染症を法律に基づく「指定感染症」と「検疫感染症」と定め、2月1日より政令を施行していますが、依然として警戒が必要です。

東京地本管内の現場では、組合員から不安の声が上がっており、過半数代表者や分会代表者が安全衛生委員会等で新型コロナウイルスについての情報開示や感染予防対策の実施を求めて議論し、職場ごとに対策が講じられています。

東京車掌区 1月24日からNEX行路にクレベリンを貸与。

丸の内車掌区 マスク配布、クレベリンの貸与。

JRバス東京営業支店

マスク配布。ジェイアールバス関東会社は、HPにて新型コロナウイルス発生に伴う社員のマスク着用のお知らせを掲示し、利用客に社員の感染防止対策を周知。

感染症は、鉄道・バス労働者と家族の健康に直結する重大な問題です。

オリンピック開催を控え、JR東日本グループのリスク管理が問われており、万全な対策が社会から求められています。しかし、JR東労組中央本部が示したJR東日本会社の対応は、以下の4点を社員に周知するという内容でした。

1. 勤務中においても、マスクの着用を妨げない ※業務中でも着用可能
2. うがい、手洗いの励行 ※マスク、うがい、手洗いに必要な物は会社が準備する
3. 職場における健康管理の強化
 - ①管理者が社員の健康状態の確認をする
 - ②体温が37.5度以上の時は、医療機関の受診を勧める
4. 社員が、武漢に渡航したことのある、または、武漢に滞在歴のある人と接触したと思われる時は、マスクを着用し、医療機関に連絡して受診することを勧める

現在、多くの企業が具体策を講じているにもかかわらず、「マスクの着用を妨げない」「体温が37.5度以上の時は、医療機関の受診を勧める」程度の対応では危機意識が低いと指摘せざるを得ません。使用者には労働契約第5条が定める労働者の生命・身体を守る「安全配慮義務」が課せられています。

職場の意見に基づき、東京地本は東京支社に対し「社員にマスクを配布し、着用させる」等の具体的な感染防止対策の実施を要請しました。JR東日本会社には社員と家族の健康を守るための具体的な対策を講じることが求められているのです。

東京地本は労働者と家族の健康を守るために奮闘します！